



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 神奈川県の臨時特例企業税（法定外普通税）は無効！

地方税法4条2項は、道府県は、普通税として、事業税その他同項各号に掲げるもの（法定税）を課するものと規定し、同条3項は、道府県は、同条2項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税（法定外普通税）を課することができる旨を規定しています。

神奈川県は、臨時特例企業税条例（以下「本条例」という）を制定して、地方税法4条3項、259条以下（道府県法定外普通税の新設変更）の規定により臨時特例企業税を創設し、平成13年8月1日以後開始する事業年度から適用していました。今回は、本条例が無効であるとして納税者の請求を認容し、誤納金19億7919万円と還付加算金の支払いを命じた判決を紹介します（平成20年3月19日横浜地裁・Z999-8209）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

被告（神奈川県）が、県内に事務所又は事業所を有し資本の金額又は出資金額が5億円以上の法人に対し、法人事業税の課税標準である所得の金額の計算上繰越控除欠損金額を損金の額に算入しないものとして計算した場合の所得の金額に相当する金額（当該金額が繰越控除欠損金額を超える場合は繰越控除欠損金額に相当する金額）を課税標準とし、税率を原則100分の3とする臨時特例企業税（以下「企業税」という。）を課しました。その対象となった原告が、本件条例は法人事業税につき欠損金額の繰越控除を定めた地方税法の規定を潜脱して課税するものであり（違法事由①）、違法・無効であるなどとして、納付した企業税、過少申告加算金及び延滞金に相当する金額の誤納金としての還付並びにその還付加算金の支払を求めた事案です。

### 2. 裁判所の判断

- 次のとおり、違法事由①には理由があり、本条例は無効であるとして、原告の請求を認容しました。
- ① 地方団体の課税権が地方自治の不可欠の要素として憲法上保障されていると解されることに照らし、地方税法上の規定もこのような地方団体の課税権の趣旨に即して解釈、運用するようにしなければならないとしても（地方自治法2条12項参照）、当該課税権は、あくまでも地方税法上の具体的準則に従って行使されなければならないものというべきである。
  - ② 法定外税の趣旨は、道府県において、第一義的には法定税を課する一方で、道府県の自主的な課税権に基づき、その実情に応じて法定税の課税を補充するため、法定税以外の課税をすることにある。
  - ③ 法定外税の新設又は変更に係る総務大臣との同意を要する協議（地方税法259条1項、261条）は、異なる行政主体間において経済施策等の施策の整合性を確保するという、行政目的の下にされるものであって、当該法定外税の適法性を審査する性質のものではないから、企業税の適法性は、総務大臣の同意の判断如何にかかわらず、本訴において別途判断されるべき問題である。
  - ④ 企業税の課税は、法人事業税における欠損金額の繰越控除のうち一定割合についてその控除を実質的に遮断し、当該控除によって法人事業税の課税対象である所得から控除される部分の当期所得を課税対象とし、当該部分に相当する額を課税標準として、法人事業税に相当する性質の課税をする目的を有し、その効果を持つものである。そうすると、法人事業税における欠損金額の繰越控除と、企業税の課税とは、その目的及び効果が相反するものであり、法人事業税と企業税が同時に課せられる法人については、企業税の課税により、法人事業税の課税標準につき欠損金額の繰越控除を定めた規定の目的及び効果が阻害されることになり、当該規定を定めた地方税法の趣旨に反する。
  - ⑤ 地方団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができ（地方自治法14条1項）、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができることとされていること（同法2条）に照らせば、上記のような地方税法に違反する租税を創設する条例を制定することは、地方団体の有する条例制定権を超えるものであるから、本件条例は無効というべきである。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判51頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第186号(平成21年1月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628